
共済積立貯金の解約をお願いします

組合員の資格を喪失する場合は、3月2回目(3月15日当組合提出期限)までに「**貯金払戻(解約)請求書**」を所属所の共済事務担当課へ提出をお願いします。

印鑑が相違している場合は解約できませんので、請求書には必ず**届出印**を使用してください。

また、非課税貯蓄を適用している方は、「**非課税貯蓄廃止申告書**」の提出もお願いします。
